

御作事所惣廻并<sup>(土居力)</sup>居共

御宮坂并御宮前

甚右衛門坂之内<sup>居共</sup>

割場之内

定掃除小屋前後

鶴之丸

諸方御土藏

附段御門御茶土藏前

本之御丸

御本丸

稻荷屋敷<sup>居下</sup>

白鳥堀惣廻り

御本丸續薪丸之上平

一、享保十八年本多安房守申渡候。新小遣小者立替之節、割場附小者召抱候様に先年申渡置候得共、詮議之趣有之候條、向後は最前之通、新小遣小者に召抱、追而器量勤方等相撰、年寄中に相達、差圖之上小者に可申付候。尤本小遣之内茂、器量勤方等宜者は、右之通に可申渡旨、同人申渡

候事。

一、元文三年前田大學申渡候。御鷹方足輕等御仕着衣類は、向後御差止被成、七月・十二月兩度に被下物可被仰付候間、右足輕共勤方之様子、何月より何月迄相勤、其内何程は故障有之相勤不申旨、其委細右兩度に若年寄中迄紙面可差出旨、同人申渡候。其以後右之通相心得申候事。

右於割場格に仕相勤候趣如斯御座候。以上。

寛延二年正月

栗田 平左衛門  
吉田 清右衛門  
大塚 十左衛門  
瀬川 久右衛門  
宮井 彦兵衛  
在江戸 田邊 六郎太夫  
同 前田四郎左衛門

一三 割場格雜品

諸事覺

一、一尺七寸 長さ

一、七寸 幅

一、五寸 厚さ

右寸法之箱は飛脚に爲持候。是より大きに候得者、人足一人持に仕候筈に、延享四年二月詮議相極、御年寄衆御用所にも書出置申候。但、上認は此外に候事。

一、金澤より江戸へ早飛脚、夏冬共路銀三十目一分二厘五毛、但し十里に二匁五分充。

一、同斷中飛脚、夏冬共路銀十九匁一分八厘、但し十里に一匁六分。

一、金澤より京都へ早飛脚、夏冬共路銀十五匁五分、但し十里に二匁五分。

一、同斷中飛脚、夏冬共路銀 <sup>(以下缺)</sup>

一、金澤より大阪へ早飛脚、夏冬共に路銀十八匁五分二厘。

一、同斷中飛脚、夏冬共路銀十一匁五分二厘。

一、九十五匁四分一厘六毛、金澤より下通江戸迄一駄分駄賃銀。

一、九十一匁九分三厘一毛、金澤より京都迄一駄分。

一、十五匁九分一厘、足輕六人一疋駄賃一人分。

一、二月之内六日懸出足は道中十二日振。五日懸出足は十二日振。

一、八月之内五日懸出足は道中十日振。四日懸出足は十二日振。

一、仕立早飛脚は往來に付、江戸より御國に遣候時は、御扶持方上り候に付、左之通に候。指引相記。餘荷は一人に五貫文に候。依之仕立は、何とぞ至而急御用に無之候得者、指出不申候事。

三拾目一分四厘 早飛脚路銀

拾四匁四分 歸十二日分常路銀

二口ノ四拾四匁五分二厘 往五日、歸十二日、金澤逗留二

四拾八匁一分 日にして十九日分御扶持方上る

指引ノ 三匁四分九厘 返上

右は冬の歩に而如此。夏は違有之。御國より江戸に罷越には、餘荷右よりは少く候事。

一、御國之内路銀御定

拾里 二匁 早飛脚